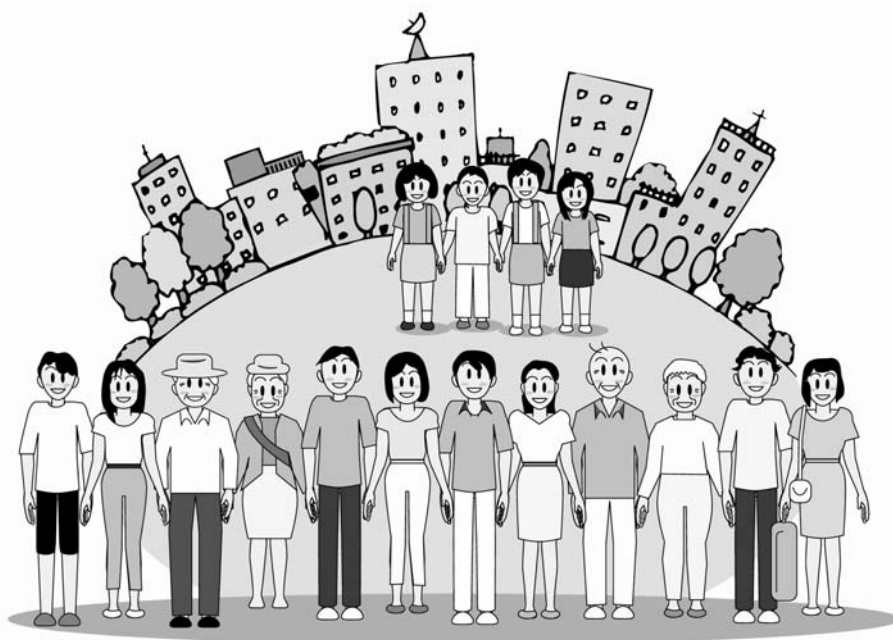


調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例 (条例と解説)

[平成 25 年 4 月 1 日施行]



調布市

平成 25 年 1 月

はじめに

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権改革の大きな流れの中で、地方自治体が主体性をもって自治体運営を行うことができるよう制度等が大きく変わってきております。また、超高齢社会・人口減少時代の到来や長引く景気の低迷など、厳しさを増しております。地方自治体には、これまで以上に地域の実情に応じた対応が求められており、どのように自治体運営を行っていくのかが強く問われています。

調布市では、このような状況の中で、地域特性に応じた自主・自立のまちづくりを進めることにより、活力ある豊かな地域社会の実現を図るため、調布市における自治の基本理念と市民、市議会及び市長の役割を明確にし、市政運営の基本原則を法的に定める、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を制定しました。

この冊子は、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を知っていただくため、条例とその解説、関連コラム等をまとめたものです。

この基本条例は、平成13年から約11年という長きにわたって多様な市民参加手法を活用し、検討を重ねてきたものです。自治の基本理念と市政運営に関する基本原則を条例として明文化し、法的に担保することで、市政の基本的事項について、そのよりどころ・運用の指針が明確となり、基本条例の趣旨等と整合性を確保する形で、様々な施策が遂行され、より継続的に、地方分権時代にふさわしい統一的な市政運営が行われることとなります。市民及び市議会の皆様とともに、この条例に基づく市政運営を着実に推進して参ります。



平成25年1月

調布市長

長友 貴樹

目 次

1	調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例制定までの取組経過...	1
2	調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の解説.....	5
	解説の見方.....	9
	前文.....	12
	第1章 総則	
	第1条 目的.....	16
	第2条 市民.....	17
	第3条 条例の位置付け.....	18
	第2章 自治の基本理念	
	第4条 自治の基本理念.....	20
	第3章 市民、市議会及び市長の役割	
	第5条 市民の役割.....	24
	第6条 市議会の役割.....	25
	第7条 市長の役割.....	25
	第4章 市政運営の基本原則	
	第8条 情報公開.....	28
	第9条 参加と協働の推進.....	29
	第10条 コミュニティへの支援.....	30
	第11条 政策法務.....	31
	第12条 計画行政.....	32
	第13条 財政.....	33
	第14条 行政評価.....	34
	第15条 組織.....	35
	第16条 危機管理.....	36
	第17条 職員.....	37
	第18条 市民の要望等への対応.....	38
	第19条 他の地方自治体、国等との連携及び協力.....	39
	第5章 雑則	
	第20条 解釈規定.....	42
	第21条 条例の見直し.....	43
	附則.....	46
	(参考) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例.....	47

1

調布市自治の理念と市政運営 に関する基本条例制定までの 取組経過

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例制定までの取組経過

平成13年2月	調布市基本計画(平成13年度～平成18年度)に住民自治基本条例の検討を位置付け	平成20年1月～2月	調布市民意識調査を実施 18歳以上の市民約3,000人を無作為に抽出し実施している市民意識調査の一項目として、自治基本条例に関する内容を調査しました。回収率38.5%。
平成13年5月～平成14年2月	第16期まちづくり市民会議に対し、住民自治基本条例の制定に向けた取組等を諮問 昭和51年設置の調布市まちづくり市民会議の第16期に対し、「住民自治基本条例の制定に向けた取組とまちづくり市民会議の今後について」を諮問しました。	平成20年2月	調布市自治基本条例の制定に向けて(今後の取組指針)を公表 調布市自治基本条例の制定に向けた取組の指針を作成し、公表しました。
平成14年2月	第16期まちづくり市民会議の答申 第16期まちづくり市民会議から答申がありました。	平成20年11月	調布市自治基本条例検討案を公表 市民懇談会の提言を基に、市民の皆さんと討議するための調布市自治基本条例検討案をまとめ、公表しました。
平成14年5月～平成15年3月	調布市基本計画推進プロジェクト・チームで検討を開始 平成13年度に発足した職員による調布市基本計画推進プロジェクト・チームの市民が主役のまちづくり部会において、住民自治基本条例の検討を開始しました。全18回開催しました。	平成20年11月～12月	調布市自治基本条例市民アンケートを実施 検討案の内容を広く市民の皆さんに伝え、幅広く意見を伺うため、18歳以上の市民約2,100人を対象として無作為抽出による市民アンケートを実施しました。回答率33.9%。
平成16年8月	調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会委員を公募 住民自治基本条例に盛り込む内容を検討していただくため、市民委員を公募しました。	平成20年12月～平成21年1月	調布市自治基本条例市民意見交換会を開催 検討案の内容を広く市民の皆さんに伝え、直接意見を伺うため、市民意見交換会を全4回開催(延べ61人参加)しました。
平成16年8月	住民自治基本条例に関するアンケートを実施 市民約500人を無作為に抽出し、アンケートを実施しました。回収率28.8%。	平成21年2月	調布市自治基本条例市民アンケート結果報告書を発行 調布市自治基本条例市民アンケートの実施結果をまとめ、公表しました。
平成16年12月～平成18年6月	調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会を設置し、検討を開始 市民懇談会は、公募を含む市民委員6人と学識経験者2人で設置しました。市民懇談会では、神長勲青山学院大学教授(当時)を座長として、市民の傍聴のもと、全17回開催しました。	平成21年3月	調布市自治基本条例市民意見交換会報告書を発行 調布市自治基本条例市民意見交換会の開催結果をまとめ、公表しました。
平成18年6月	調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会から報告書が提出 市民懇談会から市長に報告書「調布市自治基本条例の制定に向けて」が提出されました。報告書の提言では、基本条例の制定は有意義であること、住民自治基本条例ではなく、自治基本条例とすることが示されました。	平成21年3月	調布市自治基本条例市民意見集を発行 検討案に対する市民アンケート、市民意見交換会、メール等でいただいた意見をまとめ、項目別に分類し、市民の皆さんと検討を進めていく事項を整理した市民意見集を作成し、公表しました。
平成18年7月～8月	市民懇談会からの報告書に対する意見募集を実施	平成22年2月	調布市自治基本条例第2次検討案を公表 検討案に対する市民意見を踏まえ、調布市自治基本条例第2次検討案をまとめ、公表しました。
平成19年2月	調布市基本計画(平成19年度～平成24年度)に自治基本条例の制定を位置付け	平成22年2月～3月	調布市自治基本条例第2次検討案に対するパブリック・コメントを実施 第2次検討案に対し、幅広く意見を伺うため、パブリック・コメントを実施(提出者数6人、提出意見数110件)しました。
平成19年11月～平成24年12月	調布市自治基本条例制定プロジェクト・チームを設置し、検討を開始 職員による調布市自治基本条例制定プロジェクト・チームを設置し、市民懇談会の提言を基に自治基本条例の検討を開始しました。全25回開催しました。		

平成22年11月	<p>調布市自治基本条例第3次検討案を公表 第2次検討案に対する市民意見を踏まえ、調布市自治基本条例第3次検討案をまとめ、公表しました。</p>	平成24年8月	<p>調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案(原案)を公表及び市議会全員協議会での報告 素案に対する市民意見を踏まえ、市議会と協議を行うため、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案(原案)をまとめ、公表するとともに、市議会全員協議会で報告しました。</p>
平成22年11月	<p>調布市自治基本条例制定に向けた市民検討会を開催 第3次検討案の内容を広く市民の皆さんに伝え、直接意見を伺うため、市民検討会を全4回開催(延べ94人参加)しました。開催にあたり、幅広い市民の皆さんから意見を伺うため、18歳以上の市民約1,000人を無作為に抽出し、参加の案内を送付しました。</p>	平成24年11月	<p>調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案を公表及び市議会全員協議会での報告 条例案(原案)に対する市議会全員協議会での意見を踏まえ、市議会と更なる協議を行うため調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案をまとめ、公表するとともに、市議会全員協議会で報告しました。</p>
平成23年1月	<p>調布市自治基本条例制定に向けた市民検討会報告書を公表 調布市自治基本条例制定に向けた市民検討会の開催結果をまとめ、公表しました。</p>	平成24年11月	<p>調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案を市議会へ提出 条例案に対する市議会全員協議会等での意見を踏まえ、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案を市議会へ提出しました。</p>
平成23年1月～2月	<p>調布市自治基本条例第3次検討案及び市民検討会での論点に対する意見募集を実施 第3次検討案及び市民検討会での論点について、広く市民の皆さんに伝え、幅広く意見を伺うため、意見募集を実施(提出者数23人、提出意見数71件)しました。</p>	平成24年12月	<p>調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例案が可決・成立 条例案は付託された総務委員会において賛成多数で可決され、続く本会議においても条例案どおり、賛成多数で可決・成立しました。</p>
平成23年8月	<p>調布市の自治の理念と市政運営に関する基本条例素案を公表 第3次検討案に対する市民意見を踏まえ、条例名をより内容に即したものに變更し、調布市の自治の理念と市政運営に関する基本条例素案をまとめ、公表しました。</p>		
平成23年8月～9月	<p>調布市の自治の理念と市政運営に関する基本条例素案に対するパブリック・コメントを実施 素案に対し、幅広く意見を伺うため、パブリック・コメントを実施(提出者数6人、提出意見数27件)しました。</p>		
平成23年8月	<p>調布市の自治の理念と市政運営に関する基本条例素案に関する意見交換会を開催 素案の内容を広く市民の皆さんに伝え、直接意見を伺うため、意見交換会を全2回開催(延べ68人参加)しました。</p>		
平成23年12月	<p>調布市の自治の理念と市政運営に関する基本条例素案に関する意見交換会報告書及びパブリック・コメントの意見概要を公表 素案に関する意見交換会の開催結果及びパブリック・コメントの意見概要をまとめ、公表しました。</p>		

2

調布市自治の理念と市政運営 に関する基本条例の解説

解説の見方

解説の見方

各章の名称です。

第4章 市政運営の基本原則

(情報公開) ————— 各条の名称です。

第8条 市は、市政情報を適正に管理し、及び保存するとともに、市民に分かりやすく、積極的に公開するものとする。

条文を記載しています。

条例の解説を記載しています。

【解説】

第4条の自治の基本理念で、市民、市議会、市長がまちづくりに関する情報を共有することを自治の基本理念として定めています。本条ではさらに、市政運営の基本原則として、市政情報を市が適正に管理、保存し、市民に分かりやすく、積極的に公開することを規定しています。

市政情報とは、市議会及び市の執行機関が保有している情報のことをいいます。

情報公開の考え方

正確な市政情報を共有することが、市民がまちづくりに関して考え、まちづくりに参加する前提となるため、情報公開を市政運営の基本原則の最初に規定しています。また、情報公開は、市政の透明性を高めるうえでも重要なことです。

<市政運営における市とは>

市長は、地方自治体を統轄し、これを代表するとともに、その事務を管理し執行する執行機関であることから、第4章市政運営の基本原則で規定した内容は、主に、市長が行うものです。しかし、市には、執行機関（市長以外の執行機関には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等があります）だけでなく、議事機関である議会が置かれており、市議会も、行政権の行使を監視、けん制する権能等をもち、市政運営に関与することから、第4章では、地方自治体の全てを包括する市を主語としています。

コラムとして、関連する市の取組や制度等を紹介しています。

コラム

◆情報公開等に関する取組

市では、市報、ホームページ、ツイッター、ケーブルテレビ、調布エフエム等、多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めるとともに、市政情報の公開について、「調布市情報公開条例」を制定し、公正で透明な市政の推進を図っています。また、行政の仕組みや用語は難しい部分もあるため、予算概要を分かりやすくまとめた冊子の公表やホームページでのキッズページの開設等、分かりやすい公開に努めています。



前文

前 文

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川や武蔵野の面影を残す深大寺の森など、自然の豊かさと都市の利便性が調和するまちとして発展してきました。私たちは、この調布で、相互に助け合い、共に歩みながら、市民が生き生きと暮らす活気とぬくもりのあるまちを築いてきました。

私たちは、これからもこの調布らしさを大切にしながら更に発展させ、将来の世代に引き継いでいきたいと思っています。

一方、地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、調布市の自然や歴史、市民のまちづくりへの想い、本条例の制定の趣旨、目的について述べています。

分権改革の大きな流れの中で、地方自治体が主体性をもって自治体運営を行うことができるように制度が大きく変わってきています。このことにより、地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく、地域の実情に応じた対応がより一層求められています。主体的に地域の課題に取り組み、まちづくりを進めるためには、市民と市が課題を共有し、適切な役割分担のもと、連携及び協力していかなければなりません。市民一人一人が、まちづくりの主体として、これまで以上に共に力を合わせながらまちづくりを進める必要があることを制定の趣旨として謳い、調布市における自治の基本理念と市政運営の基本原則を明確にし、自分たちのまちは自分たちでつくるという調布市の自治によるまちづくりを進め、活力ある豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定することを宣言しています。

前文の性格

前文とは、法令等の各本条の前に置かれ、その法令等の趣旨、目的、基本原則を述べた文章で、日本国憲法をはじめ、各分野の基本法等に置かれる例が多くあります。

調布市においては、調布市環境基本条例や調布市子ども条例などで前文を置いています。本条例は、市政運営の基本となる条例であることから、前文を置いています。

地方自治の本旨

日本国憲法第92条では、地方自治体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定しており、この地方自治の本旨は、「住民自治」と「団体自治」の2つの要素からなるとされています。「住民自治」は、自治体運営をその地域の住民の意思と責任によって行うことを意味します。「団体自治」は、一定の地域を基礎とする地方自治体が、国から独立した団体として自らの権限と責任で自治体運営を行うことを意味します。

コラム



< 地方分権～地域主権改革の進展 >

平成11年7月	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法) 成立
平成18年12月	「地方分権改革推進法」 成立
平成20年5月	地方分権改革推進委員会勧告・意見提出
～21年11月	
平成21年11月	地域主権戦略会議設置
平成21年12月	地方分権改革推進計画閣議決定
平成22年6月	地域主権戦略大綱閣議決定
平成23年4月	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法) 成立 「国と地方の協議の場に関する法律」 成立
平成23年8月	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法) 成立

第1章

総則

- 第1条 目的
第2条 市民
第3条 条例の位置付け

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、市における自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）並びに市民、市議会及び市長の役割を明らかにし、市政運営の基本原則を定めることにより、自治によるまちづくりを一層推進し、もって活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

本条例の目的は、調布市における自治の基本理念（第 4 条）や自治の担い手となる市民、市議会、市長のそれぞれの役割（第 5 条～第 7 条）を明らかにしたうえで、市政運営の基本原則（第 8 条～第 19 条）を法規範として定め、これらの着実な実行を通じて、自分たちのまちは自分たちでつくるという調布市の自治によるまちづくりを一層推進し、活力ある豊かな地域社会をつくることです。

本条例は、自治によるまちづくりを一層進め、市民一人一人が、物質的なものの豊かさだけでなく、心の豊かさも感じられる地域社会にしていくことを目指すものです。

まちづくりは、活力ある豊かな地域社会の実現に向け、多様な主体が行う公益的な活動全般をいいます。まちづくりは、道路、公園の整備などのハード面の「街」づくりだけではなく、地域での防犯、防災等の取組など人々の日々の活動や助け合い、ふれあいなどのソフト面も含めた幅広い意味での「まち」づくりをいいます。

市政運営の基本原則を法的に位置付けることで、市政の基本的な事項について、その拠り所・運用の指針が明確となり、より継続的で統一的な市政運営が行われます。

(市民)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいう。

【解説】

本条例においては、市内に住所を有する者だけでなく、市内で働く者、学ぶ者や市内において営利・非営利を問わず事業活動を行う者及び団体を広く「市民」として捉えています。

市民の範囲の考え方

地方自治法第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と規定しており、住民には、自然人、法人の双方を含みます。調布市のまちづくりは、これまでも住民がまちづくりの主体となって進めていますが、まちづくりの活動は、住民だけで行われているのではなく、住民以外の調布市で働く者、学ぶ者など、多様な主体が参加し、調布市の社会を構成しています。本条例の目的である「自治によるまちづくりを一層推進し、もって活力ある豊かな地域社会の実現を図る」には、調布市のまちづくりに関係のある多様な主体が共に力を合わせて取り組む必要があることから、市民の範囲を広く捉えています。

(条例の位置付け)

第 3 条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本原則を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定、改正及び解釈に当たっては、この条例との整合性を確保するものとする。

【解説】

本条例は、調布市における自治の基本理念、市政運営の基本原則を市政全般に共通する基本的な指針として、法的に定めるものです。そこで、市が定める他の条例、規則等の制定、改正及び解釈に当たっては、本条例の趣旨や方向性との整合性を確保することを規定しています。

第2章 自治の基本理念

第4条 自治の基本理念

第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第4条 まちづくりは、市民、市議会及び市長が、互いを尊重しながら、それぞれの役割を果たすことにより、自主的かつ自立的に進めるものとする。

2 まちづくりは、市民、市議会及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとする。

【解説】

<第1項>

調布市の自治によるまちづくりは、市民、市議会、市長が、互いを尊重し、適切な役割分担のもと、第3章で規定するそれぞれの役割を果たすことにより、自主的かつ自立的に進めることを基本的な考え方として規定しています。

<第2項>

調布市の自治によるまちづくりは、参加と協働により進めることを基本的な考え方として規定しています。また、まちづくりに関する情報を、市民、市議会、市長が共有することは、市民がまちづくりについて考え、まちづくりに参加する前提となるため、まちづくりに関する情報を共有することを規定しています。

条文の背景～参加と協働によるまちづくりの必要性～

超高齢社会、人口減少時代の到来、厳しい財政状況、深刻化する環境問題など、地方自治体を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、市民の生活様式や価値観も変わってきています。市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化が進み、地域の公共的な課題に行政だけできめ細かに応えていくことが難しくなっています。従来、公共サービスは行政が担うものとの考え方が一般的でしたが、行政だけでは担いきれない部分や緊急時等にも適切に対応していくためには、自治会や地区協議会等の各種地域団体、社会貢献を行う企業、大学などの教育機関、個人など、多様な主体と共に公共を担い、参加と協働によりまちづくりを進めていくことがより重要となっています。

調布市では、これまでも、教育、福祉、環境、産業、防災などの様々な分野で活動する市民が、調布市のまちの発展に貢献しており、参加と協働は、調布市のまちづくりに定着してきています。

まちづくりに関する情報の共有の考え方

まちづくりに関する情報を共有することにおいては、市議会や市の執行機関が保有する市政情報の共有だけでなく、市民が発信する情報を共有することも重要です。

コラム



【新しい公共】 従来、公共サービスは行政が担うものとの考え方が一般的でしたが、市民ニーズが多様化、複雑化するなかで、行政が多岐にわたる市民ニーズに一律に 대응していくことが難しくなっています。

そうしたなかで「公共＝行政」ではなく、市民、NPOをはじめとする各種団体、企業や教育機関といったあらゆる主体がそれぞれの役割と責任を果しつつ、共に公共を担っていくという「新しい公共」という考え方が生まれてきました。

出典：調布市（平成22年）『協働推進ガイドブック』51頁

第3章

市民，市議会及び市長の役割

第5条 市民の役割

第6条 市議会の役割

第7条 市長の役割

第3章 市民，市議会及び市長の役割

(市民の役割)

第5条 市民は，それぞれの立場において，まちづくりに参加する権利を有しており，自治の基本理念に基づき，まちづくりの主体として自らの意思と責任においてまちづくりに参加するよう努めるものとする。

【解説】

調布市の自治によるまちづくりを推進し，活力ある豊かな地域社会を実現するためには，多様な主体がまちづくりに参加することが重要です。市民自らが調布市のまちに目を向け，自らの意思と責任を持ってまちづくりの活動に参加するよう努めることを市民の役割として規定しています。

まちづくりに参加する権利については，生活の本拠を置き，調布市のまちづくりの中心を担う住民と住民以外の市民では，法令等に基づく選挙権・被選挙権，納税義務の有無など権利と負担の関係等が異なるように，参加の形態が同じではないことから，それぞれの立場において権利を有することとしています。

なお，具体的な権利，義務については，「住民は，法律の定めるところにより，その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し，その負担を分任する義務を負う」（地方自治法第10条第2項）と規定されているように，地方自治法やその他の法令等で個別に規定されています。

まちづくりへの参加に当たっての考え方

まちづくりに参加する市民には，参加しない（できない）市民に対し，一方的に不利益を与えることがないように，また，自らへ利益を誘導したりすることがないようにするなどの公益的な視点を持ち，自らの責任において参加する必要があります。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、選挙で選ばれた代表者である議員で構成する議事機関として、自治の基本理念に基づき、条例の制定、予算の議決その他の法令等により与えられた権限に属する事項を決定するとともに、市政が公正かつ適切に運営されるよう、その権限を行使しなければならない。

【解説】

選挙で選ばれた住民の代表者である市議会議員で構成される市議会には、様々な権限があります。地方自治法第96条では、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定などの議決権を規定しています。また、同法第98条では、事務に関する検査権や監査請求権、同法第100条では、事務に関する調査権など様々な権限を規定しています。

市議会は、議事機関として、自治の基本理念に基づき、条例の制定、予算の議決その他の法令等により与えられた権限に属する事項を決定するとともに、市政が公正かつ適切に行われるよう検査するなど、その権限を行使するものとします。

(市長の役割)

第7条 市長は、市の代表者として市を統轄し、自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、広く市民の意見を聴き、市政を公正かつ適切に運営しなければならない。

【解説】

地方自治法第147条では、地方自治体の長は、その地方自治体を統轄し、これを代表することを規定しています。

市長は、選挙で選ばれた市の代表者であり、市の執行機関として、市議会への議案の提出、予算の調製、執行、市税の賦課徴収など、様々な事務を管理し、これを執行する権限を有しています（地方自治法第148条、第149条）。

市長は、市の代表者としてリーダーシップを発揮し、自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、広く市民の意見を聴き、市政を公正かつ適切に運営するものとします。

第4章

市政運営の基本原則

- 第8条 情報公開
- 第9条 参加と協働の推進
- 第10条 コミュニティへの支援
- 第11条 政策法務
- 第12条 計画行政
- 第13条 財政
- 第14条 行政評価
- 第15条 組織
- 第16条 危機管理
- 第17条 職員
- 第18条 市民の要望等への対応
- 第19条 他の地方自治体，国等との連携及び協力

第4章 市政運営の基本原則

(情報公開)

第8条 市は、市政情報を適正に管理し、及び保存するとともに、市民に分かりやすく、積極的に公開するものとする。

【解説】

第4条の自治の基本理念で、市民、市議会、市長がまちづくりに関する情報を共有することを自治の基本理念として定めています。本条ではさらに、市政運営の基本原則として、市政情報を市が適正に管理、保存し、市民に分かりやすく、積極的に公開することを規定しています。

市政情報とは、市議会及び市の執行機関が保有している情報のことをいいます。

情報公開の考え方

正確な市政情報を共有することが、市民がまちづくりについて考え、まちづくりに参加する前提となるため、情報公開を市政運営の基本原則の最初に規定しています。また、情報公開は、市政の透明性を高めるうえでも重要なことです。

＜市政運営における市とは＞

市長は、地方自治体を統轄し、これを代表するとともに、その事務を管理し執行する執行機関であることから、第4章市政運営の基本原則で規定した内容は、主に、市長が行うものです。しかし、市には、執行機関（市長以外の執行機関には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等があります）だけでなく、議事機関である議会が置かれており、市議会も、行政権の行使を監視、けん制する権能等を持ち、市政運営に関与することから、第4章では、地方自治体の全てを包括する市を主語としています。

コラム

◆情報公開等に関する取組



市では、市報、ホームページ、ツイッター、ケーブルテレビ、調布エフエム等、多様な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めるとともに、市政情報の公開について、「調布市情報公開条例」を制定し、公正で透明な市政の推進を図っています。また、行政の仕組みや用語は難しい部分もあるため、予算概要を分かりやすくまとめた冊子の公表やホームページでのキッズページの開設等、分かりやすい公開に努めています。

(参加と協働の推進)

第9条 市は、参加と協働によるまちづくりを推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第4条の自治の基本理念で明らかにした、参加と協働によるまちづくりを推進するための制度や仕組みづくり、協働を担う市民への支援など、必要な施策を講ずることを規定しています。

コラム



◆「調布市市民参加プログラム」(平成16年11月策定)

市では、参加と協働のまちづくりを推進するため、「調布市市民参加プログラム」を策定し、取組を進めています。市民参加プログラムでは、市が主体となって取り組む活動に市民の皆さんの知恵と力を活かす“市民参加”と“協働”によるまちづくりを実践するうえでの約束事と取組方法を示しています。

＜市民参加の主な手法＞

委員会・審議会、説明会・意見交換会、ワークショップ、アンケート調査、パブリック・コメント等

◆「市民参加手続ガイドライン・協働推進ガイドブック」(平成22年3月策定)

市では、市民参加手続の具体的な基準等をまとめた指針や協働の進め方の手引書として「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を作成し、参加と協働のまちづくりを進めています。

(コミュニティへの支援)

第10条 市は、コミュニティの役割及び主体性を尊重し、その活動が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条では、市民の主体的な活動の基盤となるコミュニティに対して、その自主性・自立性を尊重しつつ、コミュニティの活動が推進されるよう、コミュニティ活動を担う組織づくりやその活動に対し、市が必要な支援を行っていくことを規定しています。

コミュニティへの支援は、市民が身近な課題などを自主的かつ自立的な活動を通じて解決することにより、本条例の目的である活力ある豊かな地域社会の実現が図られるという観点から規定しています。

コミュニティ

コミュニティには、自治会、地区協議会等の地縁型の地域を基盤に形成されるものと、テーマ型活動団体、NPO法人等の地域を越え、共通の関心や目的等から形成されるものがあります。調布市では、どちらもコミュニティ活動を担う組織と位置付け、まちづくりを進めています。

コミュニティは、人と人が助け合い、学び合う場であり、市民の交流及び自主的な活動の場です。また、防災、防犯、青少年の健全育成などの地域の様々な課題解決に取り組むなど、公益的な役割を果たしています。

(政策法務)

第11条 市は、法令等に基づく市政運営を基本とし、政策目的の実現のため、自らの判断と責任に基づいて、法令等を解釈し、及び運用するとともに、積極的に条例を制定するものとする。

【解説】

市は、法令等に基づく市政運営を行うことを規定しています。また、分権改革の進展により、地方自治体の自己決定・自己責任の領域は拡大しており、本条では、市が、地域の実情に応じたまちの課題解決を図っていくため、自らの判断と責任に基づいて、法令等を解釈及び運用するとともに、積極的に条例を制定し市政を推進することを規定しています。

法令の解釈・運用の考え方

地方分権一括法（平成11年7月成立）に係る地方自治法の改正では、地方自治体に関する法令の解釈の領域について、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」と規定されました（地方自治法第2条第12項）。従来、法令の解釈というと、通達や行政実例などで国が示す行政解釈にとどまっていたが、地方分権一括法施行後は、地方自治体の自主的な解釈及び運用の余地が拡大しました。ただし、それは法令の解釈及び運用を、市に都合よく恣意的に行うということではなく、市の政策を実現する際に、市は、地方自治の本旨及び国と地方自治体の適切な役割分担を踏まえ、自主的な判断と責任を持ち、解釈及び運用することを意味します。

コラム



【政策法務】 自治体の法務活動のうち日常的な法務的事務処理を除く部分を総括的に表現する概念。企業の「企業法務」に対応するものであるが、国の法令の解釈や解説にとどまらず、自治体の政策活動と関連付けた条例・規則・要綱づくりなどの自主的、主体的な取り組みを含意しているところに特徴がある。

（出典：阿部齊 他著（2005）『地方自治の現代用語』学陽書房74頁）

(計画行政)

第12条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市民参加の下、まちの将来像を示す基本構想及びその実現を図る基本計画を策定するものとする。

2 市は、基本構想の策定に当たっては、市議会の議決を経るものとする。

3 市は、各政策分野における計画を策定し、又は変更するときは、基本構想及び基本計画に即して行うものとする。

【解説】

<第1項>

基本構想は、目標とすべき将来都市像及びその実現のための基本方針を示すもので、基本計画は、基本構想に即し、その基本方針を具現化するための基本的な施策を体系的に示すものです。本条項では、市政を総合的かつ計画的に運営するため、市民参加の下、基本構想及び基本計画を策定することを規定しています。

<第2項>

市は、基本構想の策定に当たっては、選挙で選ばれた住民の代表者である市議会議員で構成される市議会の議決を経て策定することを規定しています。

<第3項>

各政策分野の計画を策定する、又は変更するときは、上位計画となる基本構想及び基本計画の趣旨、方向性に即して行うことを規定しています。

(財政)

第13条 市は、財政運営に当たっては、財政規律を保持し、健全性の維持に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 市は、市の財政状況を市民に的確に、かつ、分かりやすく公表するものとする。

【解説】

<第1項>

効果的かつ継続的に市政を運営するため、財政運営に当たっては、中長期的な見通しを持って、財政規律を保持し、健全性の維持に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を生み出さなければならないと規定しています。

<第2項>

地方自治法第243条の3第1項や地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項では、財政に関する事項を市長が市民に公表することを規定しています。参加と協働によるまちづくりを進めていくうえで、財政状況を市民と共有することは重要です。しかしながら、地方自治体の財政については、市民にとって分かりにくい点も少なくないことから、本条項では、市の財政に関する状況を的確に、分かりやすく公表することを規定しています。

コラム



◆「調布市財政の健全性維持のためのガイドライン」(平成22年3月策定)

市では、「調布市財政の健全性維持のためのガイドライン」を策定し、財政構造見直し・財政基盤強化・連結ベース債務残高縮減の3つの視点で構成する設定項目に基づき、改革・改善に取り組んでいます。

(行政評価)

第14条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するため、行政評価を実施し、その結果に基づき、事務及び事業の改善に取り組むものとする。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

【解説】

<第1項>

市は、計画行政の推進に当たり、効果的かつ効率的に市政を運営する必要があるため、行政評価を実施し、必要に応じて、評価結果に基づき、事務及び事業の改革・改善に取り組むことを規定しています。

<第2項>

市民と情報を共有し、市政の透明性を高める観点から、行政評価の結果については、市民に分かりやすく公表することを規定しています。

コラム

◆行政評価



行政評価とは、施策や事業等について、その必要性や成果等を、指標等を用いて客観的に行う評価を言います。

市では、持続可能で効果的かつ効率的な市政運営の確立を目指すとともに、行政サービスの向上及び市政に関する透明性の確保を図るため、行政評価に関する基本的な事項を「調布市行政評価実施要綱」で定め、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（見直し）のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）による市政運営を行っています。

(組織)

第15条 市は、多様な行政需要に迅速かつ適切に対応するため、簡素で効率的かつ機能的な組織を編成するものとする。

2 前項に規定する組織の各部署は、相互に連携を図るものとする。

【解説】

<第1項>

多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に迅速かつ適切に対応していくため、市の組織は、社会経済環境の変化に柔軟に対応でき、政策を着実に実行できる、簡素で効率的かつ機能的なものでなければなりません。

簡素で効率的かつ機能的とは、単に組織をスリム化することではなく、どのような組織体制が市民にとって有益か、社会経済環境の変化も踏まえ、必要な部署には必要な人員を配置するなど、機能的な組織を編成することをいいます。

<第2項>

市政運営においては、各部署が、横断的、総合的な観点で取り組まなければならない行政課題も多くあります。第1項で規定する組織の各部署は、相互に連携しながら、行政需要に対応することを規定しています。

(危機管理)

第16条 市は、他の地方自治体、国その他の関係機関及び市民との連携及び協力により、緊急時に的確に対応する危機管理体制を整備し、市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

【解説】

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨などの都市型災害への対策、さらには、新型インフルエンザ等の新感染症への備えなど、安全で安心して暮らすことができるまちづくりの重要性はより一層高まっています。その対応として、他の地方自治体、国その他の関係機関、市民と連携及び協力し、日頃から緊急時に的確に対応する体制を整備し、市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならないことを規定しています。

コラム



◆安全で安心して暮らせるまちづくり

自然災害や火災、犯罪の危険から市民の尊い生命と大切な財産を守るため、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公共が行う「公助」が連携して安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

◆災害に強いまちづくりの推進

市では、市の地域における地震災害及び風水害の予防、応急対策並びに復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法に基づき、「調布市地域防災計画」を策定し、計画に基づく防災対策の推進及び危機管理体制の強化を図っています。

(職員)

第17条 市は、広く有能な人材の確保に努めるとともに、職員の職務に関する能力及び意識の向上を図り、市民に信頼される職員を育成するものとする。

2 職員は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、全体の奉仕者として、職務に関する能力の向上を図り、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければならない。

【解説】

<第1項>

市民ニーズの多様化や行政課題が複雑化している時代にあって、職員の職務遂行能力の向上は欠かせません。そこで本条項では、市は、よりよい行政サービスを提供できるよう、広く有能な人材の確保に努めるとともに、職員の職務に関する能力及び意識の向上を図り、市民に信頼される職員を育成することを規定しています。

<第2項>

地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ことを規定しています。さらに、市政を取り巻く環境の変化や新しい諸課題等に対応するには、サービス上の規律を遵守するだけでなく、政策形成等に係る能力などが必要なことから、職員は職務に関する能力の更なる向上を図り、誠実、公正かつ能率的に職務を行うことを規定しています。

コラム

◆職員以外の補助機関等の位置付け

市長の補助機関である副市長やその他の執行機関も本条例における自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、市長の統轄のもと市政を行うこととなります。



(市民の要望等への対応)

第18条 市は、市民から市政に関する要望等を受けた場合は、迅速、適切かつ誠実に対応するものとする。

2 市は、公正かつ中立的な立場から、市政に関する苦情を調査し、及び処理する制度を設けるものとする。

【解説】

<第1項>

本条項では、市民から市に寄せられる意見、提言、相談その他市民が被っている不利益に対する不平・不満について、その実態等を把握し、迅速、適切かつ誠実に対応することを規定しています。

<第2項>

市民から市政に関する苦情を受けた場合、市はその当事者であるため、公正かつ中立的な立場から調査し、処理する制度を設けることを規定しています。

コラム



◆オンブズマン制度

市では、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行う制度としてオンブズマンを設置し、市民の市政に対する信頼を高め、開かれた市政の一層の推進を図ることとしています。

(他の地方自治体，国等との連携及び協力)

第19条 市は，共通の課題又は広域的な課題を解決するため，他の地方自治体，国その他の関係機関との連携及び協力を努めるものとする。

【解説】

市だけでは解決できない共通の課題又は広域的な課題について，必要に応じて他の地方自治体，国，国内外の関係機関との連携及び協力を努めることを規定しています。市民ニーズの多様化や行政課題の複雑化，広域化により，他の地方自治体等と広域的に連携し，効果的かつ効率的に行政サービスを提供する必要性が高まっており，これまでも，調布市では，長野県木島平村との姉妹都市交流やごみ処理施設の整備等，広域連携による課題解決を図ってきています。

第5章 雑則

- 第20条 解釈規定
第21条 条例の見直し

第5章 雑 則

(解釈規定)

第20条 第2条の規定は、他の条例で別に市民の範囲を定めることを妨げるものと解釈してはならない。

2 第5条のまちづくりに参加する権利は、市内に住所を有する者とその者以外の市民において同等のものと解釈してはならない。

【解説】

第2条の市民及び第5条の市民の役割の規定において、異なる解釈が生じることがないように、解釈規定を置いています。解釈規定とは、条文の解釈の指針を示すものです。条文の持つ意味内容を客観的かつ具体的に明らかにする作用があります。

< 第1項 >

第2条の市民は、この条例における市民の範囲を規定したものであり、他の条例で、別に市民の範囲を定めることができるため、本条項では、他の条例における市民の範囲を別に定めることを妨げるものと解釈してはならない旨を明確にするためこの規定を置いています。

< 第2項 >

第5条は市民のまちづくりに参加する権利について規定していますが、生活の本拠を置き、調布市のまちづくりの中心を担う住民と住民以外の市民は、法令等に基づく選挙権・被選挙権、納税義務の有無など権利と負担の関係等が異なるように、参加の形態が同じではないことから、同等のものではないことを明確にするためこの規定を置いています。

(条例の見直し)

第 2 1 条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、必要がある場合は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

地方自治を取り巻く環境は変化の過程にあり、国においても地方自治法の改正や地域の自主性及び自立性を高めるための改革などが進められています。このような法の改正などの社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて条例を見直すことを規定しています。

附則

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例

調布市条例第45号

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 自治の基本理念（第4条）

第3章 市民，市議会及び市長の役割（第5条—第7条）

第4章 市政運営の基本原則（第8条—第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川や武蔵野の面影を残す深大寺の森など、自然の豊かさと都市の利便性が調和するまちとして発展してきました。私たちは、この調布で、相互に助け合い、共に歩みながら、市民が生き生きと暮らす活気とぬくもりのあるまちを築いてきました。

私たちは、これからもこの調布らしさを大切にしながら更に発展させ、将来の世代に引き継いでいきたいと思っています。

一方、地方分権が進展する中、地域の実情に応じた対応がより一層求められています。私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり、調布市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにし、自治によるまちづくりを進め、もって活力ある豊かな地域社会を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）並びに市民、市議会及び市長の役割を明らかにし、市政運営の基本原則を定めることにより、自治によるまちづくりを一層推進し、もって活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

(市民)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本原則を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定、改正及び解釈に当たっては、この条例との整合性を確保するものとする。

第2章 自治の基本理念

第4条 まちづくりは、市民、市議会及び市長が、互いを尊重しながら、それぞれの役割を果たすことにより、自主的かつ自立的に進めるものとする。

2 まちづくりは、市民、市議会及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとする。

第3章 市民、市議会及び市長の役割

(市民の役割)

第5条 市民は、それぞれの立場において、まちづくりに参加する権利を有しており、自治の基本理念に基づき、まちづくりの主体として自らの意思と責任においてまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、選挙で選ばれた代表者である議員で構成する議事機関として、自治の基本理念に基づき、条例の制定、予算の議決その他の法令等により与えられた権限に属する事項を決定するとともに、市政が公正かつ適切に運営されるよう、その権限を行使しなければならない。

(市長の役割)

第7条 市長は、市の代表者として市を統轄し、自治の基本理念及び市政運

営の基本原則に基づき、広く市民の意見を聴き、市政を公正かつ適切に運営しなければならない。

第4章 市政運営の基本原則

(情報公開)

第8条 市は、市政情報を適正に管理し、及び保存するとともに、市民に分かりやすく、積極的に公開するものとする。

(参加と協働の推進)

第9条 市は、参加と協働によるまちづくりを推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(コミュニティへの支援)

第10条 市は、コミュニティの役割及び主体性を尊重し、その活動が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。

(政策法務)

第11条 市は、法令等に基づく市政運営を基本とし、政策目的の実現のため、自らの判断と責任に基づいて、法令等を解釈し、及び運用するとともに、積極的に条例を制定するものとする。

(計画行政)

第12条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、市民参加の下、まちの将来像を示す基本構想及びその実現を図る基本計画を策定するものとする。

2 市は、基本構想の策定に当たっては、市議会の議決を経るものとする。

3 市は、各政策分野における計画を策定し、又は変更するときは、基本構想及び基本計画に即して行うものとする。

(財政)

第13条 市は、財政運営に当たっては、財政規律を保持し、健全性の維持に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 市は、市の財政状況を市民に的確に、かつ、分かりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第14条 市は、効果的かつ効率的に市政を運営するため、行政評価を実施し、その結果に基づき、事務及び事業の改善に取り組むものとする。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

(組織)

第15条 市は、多様な行政需要に迅速かつ適切に対応するため、簡素で効率的かつ機能的な組織を編成するものとする。

2 前項に規定する組織の各部署は、相互に連携を図るものとする。

(危機管理)

第16条 市は、他の地方自治体、国その他の関係機関及び市民との連携及び協力により、緊急時に的確に対応する危機管理体制を整備し、市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(職員)

第17条 市は、広く有能な人材の確保に努めるとともに、職員の職務に関する能力及び意識の向上を図り、市民に信頼される職員を育成するものとする。

2 職員は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則に基づき、全体の奉仕者として、職務に関する能力の向上を図り、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければならない。

(市民の要望等への対応)

第18条 市は、市民から市政に関する要望等を受けた場合は、迅速、適切かつ誠実に対応するものとする。

2 市は、公正かつ中立的な立場から、市政に関する苦情を調査し、及び処理する制度を設けるものとする。

(他の地方自治体、国等との連携及び協力)

第19条 市は、共通の課題又は広域的な課題を解決するため、他の地方自治体、国その他の関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

第5章 雑則

(解釈規定)

第20条 第2条の規定は、他の条例で別に市民の範囲を定めることを妨げ

るものと解釈してはならない。

2 第5条のまちづくりに参加する権利は，市内に住所を有する者とその者以外の市民において同等のものと解釈してはならない。

(条例の見直し)

第21条 市は，社会情勢の変化等に対応するため，必要がある場合は，この条例の規定について検討を加え，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

登 録 番 号
(刊行物番号)

2012-175

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例（条例と解説）

平成25年1月発行

発行 調布市 行政経営部 政策企画課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

電話 042-481-7368～9（直通）

FAX 042-485-0741

E-mail jichijourei@w2.city.chofu.tokyo.jp

印刷 庁内印刷
